

第百二十二回国会 衆議院 議院 運営委員会 議 録 第十一号

平成三年十二月十六日(月曜日)

正午開議

出席委員

委員長 中西 啓介君

理事 奥田 幹生君 理事 藤井 裕久君

理事 野呂 昭彦君 理事 甘利 明君

理事 虎島 和夫君 理事 阿部末喜男君

理事 森井 忠良君 理事 小林 恒人君

理事 貝沼 次郎君 理事 岩村卯一郎君

理事 浅野 勝人君 理事 岡田 克也君

理事 衛藤 晟一君 理事 野田 実君

理事 木村 義雄君 理事 堀込 征雄君

理事 鳩山由紀夫君 理事 平田 米男君

理事 山中 未治君 理事 伊藤 英成君

理事 東中 光雄君

委員外の出席者

議長 櫻内 義雄君

副議長 長村山 喜一君

事務総長 緒方信一郎君

委員の異動

十二月十六日

辞任

福永 信彦君

増子 輝彦君

竹村 幸雄君

同日

辞任

岩村卯一郎君

衛藤 晟一君

山中 未治君

補欠選任

福永 信彦君

増子 輝彦君

竹村 幸雄君

本日の会議に付した案件

議員須永徹君逝去につき追悼演説の件

庶務小委員長の報告

第一類第十九号

議院運営委員会議録第十一号

平成三年十二月十六日

国会議員の育児休業等に関する法律案起草の件
国会議員の給与等に関する規程の一部改正の件
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件
本日の本会議の議事等に関する件

○中西委員長 これより会議を開きます。

まず、議員須永徹君逝去の件についてであります。去る十一月二十三日、群馬県第二区選出議員須永徹君が逝去されました。

ここに謹んで哀悼の意を表します。須永君に対する追悼演説は、本日の本会議において行なうこととし、演説者は、自由民主党の笹川義君をお願いいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○中西委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、須永君に対する弔詞につきましては、お手元の印刷物のとおりの弔詞を、理事各位の御了承を得まして、葬儀当日、議長から贈呈していただきますので、御了承願います。

衆議院は、議員五位敷四等須永徹君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます

○中西委員長 また、同君に対する弔詞は、本日の本会議において、議長から贈呈の報告があり、弔詞を朗読されることとなります。その際、議員の方は御起立を願うことになっております。

○中西委員長 次に、本日内閣委員会の審査を終了する予定の一般職の職員給与等に関する法律

の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案、国家公務員の育児休業等に関する法律案、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保育等の育児休業に関する法律を廃止する法律案、地方行政委員会に関する法律案、法務委員会の審査を終了した裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、裁判官の育児休業に関する法律案の各法律案について、それぞれ委員長から緊急上程の申し出があります。

右各法律案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○中西委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○中西委員長 この際、庶務小委員長から報告のため発言を求められております。これを許します。奥田幹生君。

○奥田委員 本日の庶務小委員会において協議決定いたしました国会議員の育児休業等に関する法律案について御報告いたします。

この法律案は、最近における我が国の社会経済情勢にかんがみ、子を養育する国会議員の継続的な勤務を促進し、もってその福祉を増進するとともに、公務の円滑な運営に資するため、政府職員等と同様に国会議員について育児休業等に関する制度を設けようとするものであります。

以下、その概要を御説明申し上げます。

第一は、国会議員がその一歳に満たない子の養育のため、子が一歳に達する日まで、育児休業を

請求した場合において、当該議員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難な場合を除き、これを承認しなければならないこととしております。

第二は、育児休業をしている国会議員は、職員としての身分は保有するが、職務に従事しないこととし、また、育児休業をしている期間については、給与を支給しないこととしております。

第三は、育児休業の承認の請求に係る期間について国会議員の配置がその他の方法によって当該請求をした国会議員の業務を処理することが困難であると認めるときは、臨時的任用を行うものとしております。

第四は、育児休業をした国会議員が職務に復帰した場合においては、給料月額額の調整等を行うことができること等所要の救済措置を講ずることとしております。

第五は、国会議員がその一歳に満たない子を養育するため部分休業を請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、これを承認することができることとしております。この場合には、一定の給与減額措置をとることとしております。

第六は、国会議員は、育児休業または部分休業を理由として不利益な取り扱いを受けないこととしております。

第七は、看護婦等については、診療所における業務の円滑な実施の確保に資するため、当分の間、育児休業給を支給することとしております。

最後に、この法律は、平成四年四月一日から施行することとしております。

以上、御報告申し上げます。

国会議員の育児休業等に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○中西委員長 それでは、ただいま庶務小委員長から報告のありました国会議員の育児休業等に関する法律案起草の件につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中西委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○中西委員長 次に、国会議員の給与等に関する規程の一部改正の件、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正の件についてであります。が、順次事務総長の説明を求めます。

○緒方事務総長 国会議員の給与等に関する規程の一部改正の件及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

まず、国会議員の給与等に関する規程の一部改正の件であります。これは、国会議員の給料表を全部改正するとともに、政府職員に準じて管理職員特別勤務手当の新設等を行うものであります。

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案であります。これは、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書に適用されている別表第一及び別表第二の給料表を全部改正するとともに、本年四月一日から適用することとしております。

よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程案

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○中西委員長 それでは、まず、国会議員の給与等に関する規程の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案のとおり決定すべきものと議長

に答申するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中西委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中西委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○中西委員長 次に、ただいま本委員会提出とするに決定いたしました国会議員の育児休業等に関する法律案、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の両法律案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中西委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○中西委員長 次に、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○緒方事務総長 まず最初に、議長から、故議員須永徹先生に対する弔詞贈呈の報告がございました。弔詞を朗読されます。次いで笹川亮さんの追悼演説がござります。

次に、動議により、内閣委員会の五法律案を緊急上程いたしました。桜井内閣委員長の報告がござります。採決は二回になります。一回目は一般職職員給与法の一部改正案、国家公務員の育児休業法案及び女子教育職員等の育児休業法の廃止法案で、一括して、全会一致であります。二回目は特別職職員給与法の一部改正案及び防衛庁職員給与法の一部改正案で、一括して、共産党が反対でござります。

次に、動議により、地方行政委員会の法律案を緊急上程いたしました。中島地方行政委員長の報告がござります。全会一致であります。

次に、動議により、法務委員会の三法律案を緊急上程いたしました。浜田法務委員長の報告がござります。三案を一括して採決いたしました。全会一致であります。

次に、動議により、ただいま御決定いただきました国会議員の育児休業法案及び国会議員秘書給与法の一部改正案を緊急上程いたしました。中西委員長の趣旨弁明がござります。両案を一括して採決いたしました。全会一致であります。

本日の議事は、以上でございます。

○中西委員長 それでは、本日の本会議は、午後零時五十分予鈴、午後一時から開会いたします。

○中西委員長 次に、次回の本会議及び委員会には、追って公報をもってお知らせいたします。なお、来る十九日木曜日午前十一時から理事会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時九分散会

国会議員の育児休業等に関する法律案

（目的）

第一条 この法律は、育児休業等に関する制度を設けて子を養育する国会議員の継続的な勤務を促進し、もってその福祉を増進するとともに、公務の円滑な運営に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「国会議員」とは、国会議員法（昭和二十二年法律第八十五号）第一条に規定する国会議員（各議院事務局の事務総長、議長又は副議長、各議院法制局の法制局長及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員を除く。）をいう。

（育児休業の承認）

第三条 国会議員（常時勤務すること）を要しない

国会議員、臨時的に任用された国会議員、配偶者がこの法律により育児休業をしている国会議員その他の両議院の議長が協議して定める国会議員を除く。）は、本属長の承認を受けて、当該国会議員の一歳に満たない子を養育するため、当該子が一歳に達する日まで、育児休業をすることが出来る。ただし、当該子について、既に育児休業をしたことがあるときは、両議院の議長が協議して定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

2 育児休業の承認を受けようとする国会議員は、育児休業をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして、本属長に対し、その承認を請求するものとする。

3 本属長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る期間について当該請求をした国会議員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、これを承認しなければならない。

（育児休業の期間の延長）

第四条 育児休業をしている国会議員は、本属長に対し、当該育児休業の期間の延長を請求することができる。

2 育児休業の期間の延長は、両議院の議長が協議して定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

3 前条第二項及び第三項の規定は、育児休業の期間の延長について準用する。

（育児休業の効果）

第五条 育児休業をしている国会議員は、国会議員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

（育児休業の承認の失効等）

第六条 育児休業の承認は、当該育児休業をしている国会議員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該国会議員が休職の処分を受けた場合又は当該育児休業に係る子が死亡し、若

しくは当該国会議員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

2 本属長は、育児休業をしている国会議員が当該育児休業に係る子を養育しなくなったことその他両議院の議長が協議して定める事由に該当すると認めるときは、当該育児休業の承認を取り消すものとする。

(育児休業に伴う臨時任用)

第七條 本属長は、第三條第二項又は第四條第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間について国会議員の配置換えその他の方法によつて当該請求をした国会議員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該期間を任用の期間の限度として、臨時の任用を行うものとする。

(職務復帰後における給与等の取扱ひ)

第八條 育児休業をした国会議員が職務に復帰した場合においては、当該育児休業をした期間の二分の一に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、両議院の議長が協議して定めるところにより、給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。

第九條 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第七條第四項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同項に規定する現実に職務を執ることを要しない期間に該当するものとする。

(不利益取扱ひの禁止)

第十條 国会議員は、育児休業を理由として、不利益な取扱ひを受けない。

(部分休業)

第十一條 本属長は、国会議員(常時勤務することとを要しない国会議員、配偶者がこの法律により育児休業をしている国会議員その他の両議院の議長が協議して定める国会議員を除く)が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該国会議員がその一歳に満たない子を養育するため一日の勤務時間の一部

について勤務しないこと(以下この条において「部分休業」という)を承認することができる。

2 国会議員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 前項の勤務一時間当たりの給与額は、両議院の議長が協議して定める。

4 第六條及び前条の規定は、部分休業について準用する。

(両議院議長協議決定への委任)

第十二條 この法律の実施に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二條 この法律の施行の際現に義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号。次条において「女子教育職員等育児休業法」という。)第三條の規定による育児休業の許可を受けて育児休業をしている国会議員については、当該許可は第三條の規定による育児休業の承認とみなす。

第三條 この法律の施行の際現に女子教育職員等育児休業法第十五條第一項の規定により臨時的に任用されている国会議員は、第七條の規定により臨時的に任用されている国会議員とみなす。

第四條 前二條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、両議院の議長が協議して定める。

(看護婦等である国会議員に対する給付の特例)

第五條 当分の間、第五條第二項の規定にかかわらず、診療所の看護婦等(看護婦及び准看護婦であつてその業務に従事する者をいう。)である国会議員(条件付採用期間中の国会議員を除く。)

く)には、その職務の特殊性等にかんがみ、診療所における業務の円滑な実施の確保に資するため、国会議員法第二十五條第三項の規定による両議院の議長長の定めるところにより、育児休業をしている期間について、育児休業給を支給する。

理由

最近における我が国の社会経済情勢にかんがみ、子を養育する国会議員の継続的な勤務を促進し、もつてその福祉を増進するとともに、公務の円滑な運営に資するため、国会議員について育児休業等に関する制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程案

国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

国会議員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両議院議長決定)の一部を次のように改正する。

第六條中第十五号を第十七号とし、第八号から第十四号までを二号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の二号を加える。

八 宿日直手当

九 管理職員特別勤務手当

第七條第一項中「夜勤手当」の下に「宿日直手当」を加え、同条第二項を削る。

第七條の四第一項中「夜勤手当」の下に「宿日直手当」を加え、「夜勤手当」を削る。

直手当 管理職員特別勤務手当を加え、「通勤手当」を削り、「及び夜勤手当」を「夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当」に改め、同条第二項中「夜勤手当」の下に「宿日直手当」を加え、「住居手当及び通勤手当」を「及び住居手当」に改め、同条第三項中「第六條の二第一項の規定に基づき両議院の議長が協議して指定する職を占める国会議員を(特定管理職員)に改め、同条を

第七條の五とし、第七條の三を第七條の四とする。

第七條の二第二項中「百分の二百」を「百分の二百十」に改め、同条を第七條の三とし、第七條の次に次の一条を加える。

第七條の二 第六條の二第一項の規定に基づき両議院の議長が協議して指定する職を占める国会議員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い国会議員として両議院の議長が協議して定める国会議員(以下「特定管理職員」という。)又は指定職給料表の適用を受ける国会議員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日に勤務した場合は、当該国会議員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務一回につき、特定管理職員にあつては一万二千円を超えない範囲内において両議院の議長が協議して定める額、指定職給料表の適用を受ける国会議員にあつては当該額のうち最高のもので百分の百五十を乗じて得た額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して両議院の議長が協議して定める勤務にあつては、それぞれその額に百分の百五十を乗じて得た額とする。

前二項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第九條中「支給することができる」を「支給する」に改める。

第十五條第一項中「三万千円」を「三万二千七百円」に改める。

附則第二項を次のように改める。

2 当分の間、国会議員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第 号)附則第五條に規定する育児休業給については、政府職員の例によるものとする。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 特別給料表(第一条関係)

職 名	給 料 月 額
国立国会図書館の館長	一、五四一、〇〇〇円
各議院事務局の事務総長	一、五〇七、五〇〇円
各議院法制局の法制局長	一、四七四、〇〇〇円
各議院事務局の常任委員会専門員 国立国会図書館の専門調査員	一、一九七、五〇〇円 一、〇八七、〇〇〇円 一、〇一二、〇〇〇円 九三四、〇〇〇円
各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる 参事	八号給 四七二、九〇〇円 七号給 四三六、一〇〇円 六号給 三九八、〇〇〇円 五号給 三五八、〇〇〇円 四号給 三一九、〇〇〇円 三号給 二八六、六〇〇円 二号給 二六二、三〇〇円 一号給 二四一、四〇〇円

別表第二 指定職給料表(第一条関係)

号	給 料 月 額
1	541,000円
2	599,000
3	666,000
4	739,000
5	796,000
6	855,000
7	934,000
8	1,012,000
9	1,087,000
10	1,163,000
11	1,232,000

備考 この表は、各議院事務局の事務次長その他の職を占める国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第三 行政職給料表(第一条関係)

イ 行政職給料表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円	円	168,000	197,700	214,300	233,400	251,700	271,900	304,600	342,300	390,200
2	121,000	153,700	173,900	205,400	222,600	241,900	260,500	281,300	316,200	354,500	404,700
3	124,900	160,300	180,000	213,300	231,000	250,400	269,500	290,800	327,800	366,800	419,300
4	129,100	167,300	186,300	221,600	239,200	259,000	278,600	300,700	339,400	379,200	434,000
5	133,800	172,800	193,000	229,900	247,300	267,600	287,900	310,700	351,100	391,700	448,700
6	139,300	177,400	200,400	238,100	255,400	276,300	297,200	320,600	362,900	404,100	463,400
7	144,900	182,000	207,600	246,000	263,500	285,100	306,700	330,500	375,000	416,400	478,400
8	150,400	186,500	214,700	253,900	271,600	294,200	316,300	340,400	387,000	428,700	493,600
9	154,600	190,700	220,800	261,700	279,700	303,300	326,000	350,300	398,800	441,000	508,500
10	157,900	194,900	226,800	269,400	287,800	312,800	335,600	360,200	410,300	453,200	523,400
11	160,700	199,100	232,600	277,100	295,800	322,400	345,100	370,100	421,300	464,000	535,100
12	163,400	203,300	238,200	284,700	303,600	332,000	354,400	380,000	432,200	474,000	542,800
13	165,900	207,500	243,800	292,000	311,400	341,500	363,300	389,600	441,500	482,500	550,100
14	168,100	210,800	249,000	299,300	319,000	350,700	371,200	398,900	449,200	489,800	556,400
15	170,200	213,900	254,000	305,900	325,200	359,100	378,200	406,500	456,600	494,400	561,200
16	171,800	217,000	258,900	312,300	330,900	365,900	384,500	413,600	461,900		
17		220,000	263,400	316,900	336,100	372,300	390,000	418,300	466,600		
18		222,800	267,200	321,000	340,400	376,900	394,800	422,800	470,900		
19		224,800	270,800	325,000	344,500	381,300	399,300	427,200			
20			273,700	327,900	348,200	385,600	403,700	431,200			
21			276,500	330,800	351,500	389,900	407,700	435,000			
22			279,200	333,600	354,800	394,000	411,400				
23			281,900	336,500	358,200	397,800					
24			284,400	339,500	361,500	401,400					
25			286,900	342,400	364,300						
26			289,300	345,200	367,100						
27			291,700	347,600							
28			294,100	350,000							
29			296,500								
30			298,800								
31			301,000								
32			303,200								

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用する。ただし、第十五条に規定する国会職員を除く。

ロ 行政職給料表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1		148,400	165,500	181,700	205,400	232,000
2	108,400	154,700	170,900	187,200	211,900	238,800
3	111,800	160,000	176,300	192,900	218,400	245,700
4	115,100	165,400	181,700	199,100	224,900	253,300
5	118,200	170,200	187,100	205,300	231,400	261,000
6	121,800	174,900	192,700	211,600	237,900	269,000
7	125,000	179,600	198,600	217,400	244,100	277,000
8	130,300	184,300	204,400	223,000	249,900	285,100
9	135,600	189,000	210,200	228,500	255,500	293,300
10	141,500	193,800	215,800	234,000	261,100	301,400
11	148,200	198,700	221,100	239,000	266,700	309,300
12	154,500	203,400	226,200	244,000	272,300	317,200
13	159,700	208,100	231,300	249,000	277,900	325,000
14	164,700	212,600	236,100	254,000	283,400	331,800
15	169,100	217,100	240,900	259,000	288,800	338,600
16	173,300	221,200	245,600	264,100	294,100	345,300
17	177,200	225,000	250,500	268,600	299,300	352,000
18	181,000	228,700	255,500	272,900	304,100	358,000
19	184,200	232,400	260,000	276,600	308,600	363,500
20	186,900	235,000	264,200	280,200	312,900	368,500
21	189,600	237,300	267,400	283,600	316,800	373,400
22	192,300	239,600	270,400	286,800	320,700	377,800
23	195,100	241,800	273,000	289,800	323,500	381,200
24	197,700	243,900	275,600	292,900	326,200	
25	200,100	246,000	278,000	295,700	328,700	
26	202,200	248,100	280,400	298,300	331,100	
27	204,400	250,300	282,800	300,800	333,500	
28	206,500	252,500	285,100	303,100		
29	208,600	254,600	287,400	305,300		
30	210,600	256,600	289,600			
31	212,400	258,500	291,600			
32	214,200	260,400				
33		262,300				

備考 この表は、機器の運転操作その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第四 速記職給料表(第一条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1			168,000	205,400	240,500	269,900	300,600	322,500
2	133,800	153,700	173,900	213,300	249,600	279,600	310,800	332,800
3	139,300	160,300	180,000	221,700	258,900	289,400	321,000	343,100
4	144,900	167,300	186,300	230,800	267,900	299,400	331,200	353,500
5	150,400	172,800	193,000	240,000	277,000	309,600	341,300	364,800
6	154,600	177,400	200,400	249,100	286,100	319,800	351,400	377,900
7	157,900	182,000	207,600	258,200	295,100	329,900	361,700	389,200
8	160,500	186,500	214,600	267,200	304,200	340,000	372,700	400,200
9	162,900	190,700	220,600	276,300	313,200	350,000	382,600	410,700
10	164,600	194,600	226,300	285,400	322,200	359,800	389,900	421,100
11		197,400	231,500	294,400	331,000	369,500	396,700	431,400
12		199,600	236,100	303,100	338,800	378,600	403,400	439,200
13		201,600	240,200	311,600	345,200	384,600	409,300	446,900
14		203,500	243,800	320,100	351,400	389,400	415,000	454,200
15		205,400	247,000	327,500	356,800	394,100	420,600	459,700
16			249,700	334,000	361,300	398,600	425,900	464,400
17			252,400	338,900	365,700	403,000	430,100	468,800
18			255,100	343,200	369,800	407,300	434,100	473,200
19			257,800	346,800	373,600	411,500		477,600
20			260,500	350,400	377,400	415,200		481,900
21			263,100	354,000	381,100	418,900		486,200
22			265,700	357,600	384,300			490,400
23			268,300	361,100	387,500			494,600
24			270,600	364,600				
25			272,800	367,900				
26			275,000	370,800				
27			277,200	373,700				
28			279,400					
29			281,600					

備考 この表は、速記に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第五 議院警察職給料表(第一条関係)

職名の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円	円	円	円	円	円	円
2	141,200	179,100	209,500	233,600	260,500	283,400	308,700
3	148,200	187,000	216,500	242,200	269,900	292,800	318,400
4	155,200	194,900	224,100	250,800	279,300	302,300	328,200
5	161,700	201,700	232,500	259,500	288,700	311,800	338,100
6	170,100	208,000	241,100	268,100	298,200	321,400	348,000
7	178,600	214,800	249,700	277,100	307,700	331,200	358,100
8	186,100	221,300	258,300	285,600	317,300	341,100	368,400
9	193,100	229,000	266,900	294,400	327,100	351,200	378,600
10	199,900	236,700	275,400	303,200	337,000	361,500	389,400
11	205,900	244,500	283,400	312,100	347,100	371,700	400,200
12	211,900	252,300	291,800	321,300	357,400	382,100	410,900
13	218,100	260,100	300,500	330,500	367,600	392,600	421,500
14	224,400	268,000	309,300	339,700	378,000	402,600	432,000
15	231,700	275,900	318,200	349,300	388,100	412,200	442,400
16	238,900	283,800	327,100	359,200	397,800	421,500	451,900
17	246,300	292,000	336,000	369,300	407,400	430,300	458,900
18	253,700	300,100	345,200	377,500	416,000	437,400	465,700
19	260,500	308,200	355,000	385,400	423,900	443,600	470,400
20	267,400	316,000	364,900	393,100	430,000	448,700	474,500
21	274,300	323,800	372,400	399,800	436,000	453,000	478,400
22	281,000	331,500	379,500	405,000	440,200	456,900	482,200
23	287,800	339,200	386,500	409,500	444,400	460,600	486,000
24	294,600	346,800	392,700	413,800	448,100	464,300	
25	301,300	354,100	396,900	417,600	451,700	468,000	
26	308,000	361,200	400,800	421,200	455,300		
27	314,700	368,100	404,300	424,400	458,900		
28	321,300	374,300	407,800	427,600			
29	327,800	378,500	411,300				
30	334,000	382,300	414,300				
31	339,600	385,800	417,300				
32	344,500	389,300					
33	349,500	392,800					
34	352,900	396,000					
35	356,200	398,900					
36	359,500						
37	362,800						
38	365,500						

備考 この表は、議院警察に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

附則

(施行期日等)

1 この規程は、平成三年 月 日から施行する。ただし、第六条中第十五号を第十七号とし、第八号から第十四号までを二号ずつ繰り下げ、第七号の次に二号を加える改正規定、第七号の改正規定、第七号の四の改正規定、同条を第七号の五とし、第七号の三を第七号の四とする改正規定、第七号の二を第七号の三とし、第七号の次に一条を加える改正規定及び第九条の改正規定は平成四年一月一日から、附則第二項の改正規定は同年四月一日から施行する。

2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。）による改正後の国会議員の給与等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成三年四月一日から適用する。

(最高号給等の切替等)

3 平成三年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた国会議員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に連算されることとなる期間は、両議院の議長が協議して定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの規程の施行の前日までの間において、この規程による改正前の国会議員の給与等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった国会議員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった国会議員のうち、両議院の議長が協議して定める国会議員の、改正後の規程の規定による当該適用の日又は異動の日における職務の級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受ける

けることとなる期間は、両議院の議長が協議して定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した国会議員及び両議院の議長が協議して定めるこれに準ずる国会議員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、両議院の議長が協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(国会議員が受けていた号給等の基礎)

6 前三項の規定の適用については、国会議員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程及びこれに基づき定められて定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

7 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(両議院長協議決定への委任)

8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第三条関係）

級	号給	給料月額
一	一	三三八、五〇〇円
二	二	三五八、〇〇〇円
三	一	四一六、一〇〇円
二	二	四二六、九〇〇円
一	三	四三七、八〇〇円
二	四	四四八、七〇〇円
三	五	四五九、五〇〇円
四	六	四七〇、四〇〇円
五	七	四八一、二〇〇円
六	八	四八八、五〇〇円
七	一	五一五、四〇〇円
八	二	五二七、三〇〇円
九	三	五三五、二〇〇円

別表第二（第三条関係）

級	号給	給料月額
一	一	二五一、四〇〇円
二	二	二六一、三〇〇円
三	一	二九九、六〇〇円
二	二	三〇七、四〇〇円
一	三	三一五、三〇〇円
二	四	三二三、一〇〇円
三	五	三三〇、九〇〇円
四	一	三五九、六〇〇円
三	二	三六八、三〇〇円
二	三	三七七、〇〇〇円
一	四	三八五、七〇〇円
五	五	三九一、五〇〇円

附則

1 (施行期日等)
この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、平成三年四月一

日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

理由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成三年十二月十八日印刷

平成三年十二月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局